

## 承認第2号

専決処分第2号の承認を求めることについて  
(愛南町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の特別措置  
に関する条例の一部を改正する条例)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙  
のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承  
認を求める。

令和3年4月30日提出

愛南町長 清水 雅文

### 提案理由

議会を招集する時間的余裕がなく、専決処分したため。

令和3年愛南町専決第2号

愛南町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年3月24日

愛南町長 清水 雅文

愛南町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

愛南町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の特別措置に関する条例(平成30年愛南町条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年10月1日から適用する。

愛南町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の特別措置に関する条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 対象施設 <u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令</u>(平成19年総務省令第94号)第2条各号の要件に該当するものをいう。</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 対象施設 <u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令</u>(平成19年総務省令第94号)第2条各号の要件に該当するものをいう。</p> <p>以下 略</p>